

# 木古内町長選挙投票日 4月19日(日)

## 木古内町議会議員補欠選挙投票日

### 投票時間は7時から19時まで

今年の春は2つの選挙があります。投票日は4月19日です。棄権することなく、大切な1票を投票しましょう。

# 4月は木古内町長選挙

## 木古内町議会議員補欠

### 投票することができる方

今回の選挙で投票することができる方は、次の要件を備えている必要があります。

木古内町長選挙

木古内町議会議員補欠選挙

#### ■住所要件

令和2年1月13日までに木古内町へ転入届を提出した方

#### ■年齢要件

平成14年4月20日以前に生まれた方

### 入場券を忘れずに

いずれの選挙も投票できる方には、木古内町選挙管理委員会から入場券が郵送されます。

有権者本人であることや重複による投票を避けるため、投票所において選挙人名簿と対照します(入場券に記載された投票所以外では、名簿と対照できないため、入場券に記載してある投票所で投票してください)。

入場券を紛失した場合でも投票することはできますが、くれぐれも紛失しないよう大切に保管してください。

万が一、紛失した場合は、選挙管理委員会または投票所の係員に申し出てください。

4月14日までに入場券が届かない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 住所要件以降に転入した方は

住所要件の1月14日以降に他の市町村から木古内町に転入届を提出した方は、この度の選挙では投票することはできません。

### 各種投票制度をご利用ください

#### ■期日前投票制度

選挙の投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで、投票に行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。入場券を持参するだけで、簡単に投票することができます。期日前投票期間は、いずれの選挙も4月15日から18日までです。

#### ■代理投票制度

身体が不自由または、文盲などにより、記載することができない方は、各投票所に投票補助者がいますので投票所の係員に申し出てください。

#### ■郵便投票制度

身体に一定以上の障がいのある方、または介護保険の被保険者証に要介護5の記載のある方が対象

となり、自宅で投票することができます。

この制度を利用できる方は、障がいの程度により異なりますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

#### ■不在者投票制度

出稼ぎや長期出張などで、町から離れて生活している方は、滞在先の選挙管理委員会に投票することができます。町、または滞在先の選挙管理委員会にある不在者投票用紙請求書に必要事項を記載のうえ、町の選挙管理委員会に郵送してください。後日、滞在先に投票用紙などを送付しますので、滞在先の選挙管理委員会に出向き、投票してください。

また、指定病院・施設等に入院・入所されている方は、その施設内で投票することができます。

### 新型コロナウイルス感染症予防について

投票所にお越しの際は、マスクを着用するなど感染症予防にご協力ください。

#### ■お問い合わせ

木古内町選挙管理委員会  
013921213131